

市民委員会資料

陳情第195号

南部市場青果部卸業者による業務廃止の撤回等を
求める陳情

資料1 卸売市場制度の概要について

資料2 地方卸売市場南部市場について

資料3 南部市場青果卸売業者の業務廃止の申入れに
ついて

参考資料1 流通のしくみ

参考資料2 南部市場青果部の取扱高および売買参加者数
の推移

参考資料3 南部市場青果卸売会社業務廃止についての
説明会の概要

参考資料4 9月28日の卸売業者説明資料

経済労働局

平成26年12月8日

卸売市場制度の概要について

1 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他生鮮食料品等の取引および荷捌きに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

2 卸売市場の種類

（1）中央卸売市場（川崎市北部市場）

都道府県、人口20万人以上の市、またはこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場

- ・開設者：地方公共団体（農林水産大臣認可）

（2）地方卸売市場（川崎市南部市場）

中央卸売市場以外の市場であって、卸売場の面積が一定規模以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの

- ・開設者：地方公共団体、株式会社等（都道府県知事が許可）

3 地方卸売市場における市場関係者

- ・卸売業者：出荷者から生鮮品等を集め仲卸業者や売買参加者に販売する者
(都道府県知事が許可)
- ・仲卸業者：卸売業者から生鮮品等を買入れ、市場内の店舗で、売買参加者や買出し人に販売する者（南部市場においては川崎市長が許可）
- ・売買参加者：卸売業者や仲卸業者から生鮮品等を買入れ、消費者に販売する者
(南部市場においては川崎市長が承認)

4 地方卸売市場における卸売業務の廃止に係る法的手続きについて

○業務廃止届出書を、廃止しようとする日の30日前までに、開設者を通じて県知事あて提出しなければならない。（神奈川県地方卸売市場条例）

■神奈川県地方卸売市場条例（昭和46年12月24日 条例第65号）抜粋
(卸売業務の廃止の届出)

第7条 法第58条第1項の許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、当該許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第20条 法及びこの条例の規定により卸売業者が知事に提出する書類は、当該卸売業者がその地方卸売市場の開設者と異なる場合にあっては、当該開設者を経由しなければならない。

地方卸売市場南部市場について

1 地方卸売市場南部市場の概要

- 所在地 幸区南幸町3丁目126-1
- 敷地面積 32,224m²
- 青果部・水産物部・花き部（卸売業者各1社）の3部門を有する総合市場
- 青果仲卸業者4社、青果売買参加者83者
- 昭和19年11月 開設（昭和31年12月 中央卸売市場として認可）
- 平成19年4月 地方卸売市場に転換
- 平成26年4月 指定管理者制度を導入

2 主な関係者

（1）卸売業者（東一川崎中央青果株式会社）

【H25年取扱高 201億3,000万円（うち南部市場 13億6,000万円）】

- 前身の、川崎中央青果（株）は、北部市場を本社とし、南部市場を支社として両市場において青果の卸売業務を行う川崎市内で唯一の会社。
- 近年の取扱高の減少に伴う業績不振から、平成25年10月に、全国最大手の卸売業者である東京大田市場の東京青果（株）の子会社である東一西東京青果（株）と合併。

（2）仲卸業者（4社）

市場内に店舗があり、日々卸売業者と取引をしている事業者（市が業務許可）

【H25年取扱高（4社計）26億1,000万円（うち卸分 10億2,000万円）】

川崎青果仲卸協同組合（3社）及び非組合員（1社）

（3）売買参加者（83者）

市場外に店舗があり、卸売業者から青果を購入して消費者に売っている小売商（市が承認）

- | | |
|--------------|--------------|
| ア 川崎青果商業協同組合 | 55者（うち市内40者） |
| イ 第一川崎青果商組合 | 19者（うち市内9者） |
| ウ 組合未加入者 | 9者 |

南部市場青果卸売業者の業務廃止の申入れについて

北部市場及び南部市場における青果卸売業者である東一川崎中央青果(株)から、平成26年9月22日付で、南部市場における卸売業務を平成27年1月末日をもって廃止したいとの申入れがなされました。

1 南部支社業務廃止の申入れ

[申入れの要旨]

- 南部支社は10年以上にわたり一貫して取扱高が低下し、年間7,000万円程度の営業赤字を計上し続けている。
- これまで、北部本社との連携強化、人員削減等による経費削減に努め南部支社における卸売業務を維持してきた。
- このたび南部支社における業務継続を困難と判断し、平成27年1月末をもって南部市場における青果卸売業務からの撤退を社内決定した。
- 廃止にあたり、取引先などの関係者へ十分な説明を行うとともに、事業継続に対する可能な限りの支援を行う。

2 本市の対応

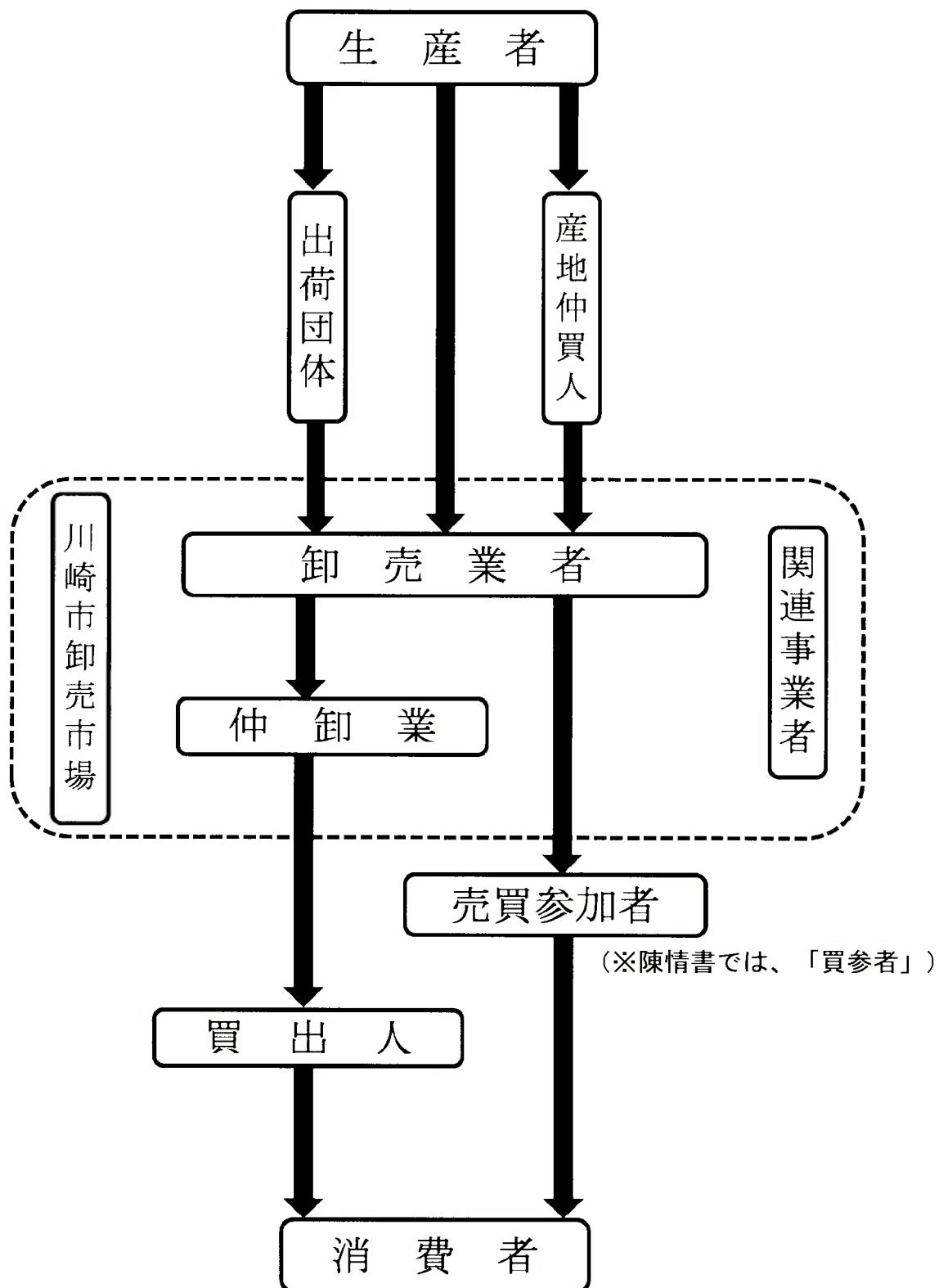
川崎市から東一川崎中央青果(株)に対する要請（平成26年9月24日）

- 開設者である本市は、東一川崎中央青果(株)に対して、次の通り要請を行いました。
 - ・青果仲卸業者、売買参加者、出荷者及びその他関係事業者等に対して丁寧な説明を行い、その理解を得ること。
 - ・青果仲卸業者及び売買参加者等が継続して業務を行えるよう、可能な配慮をすること。

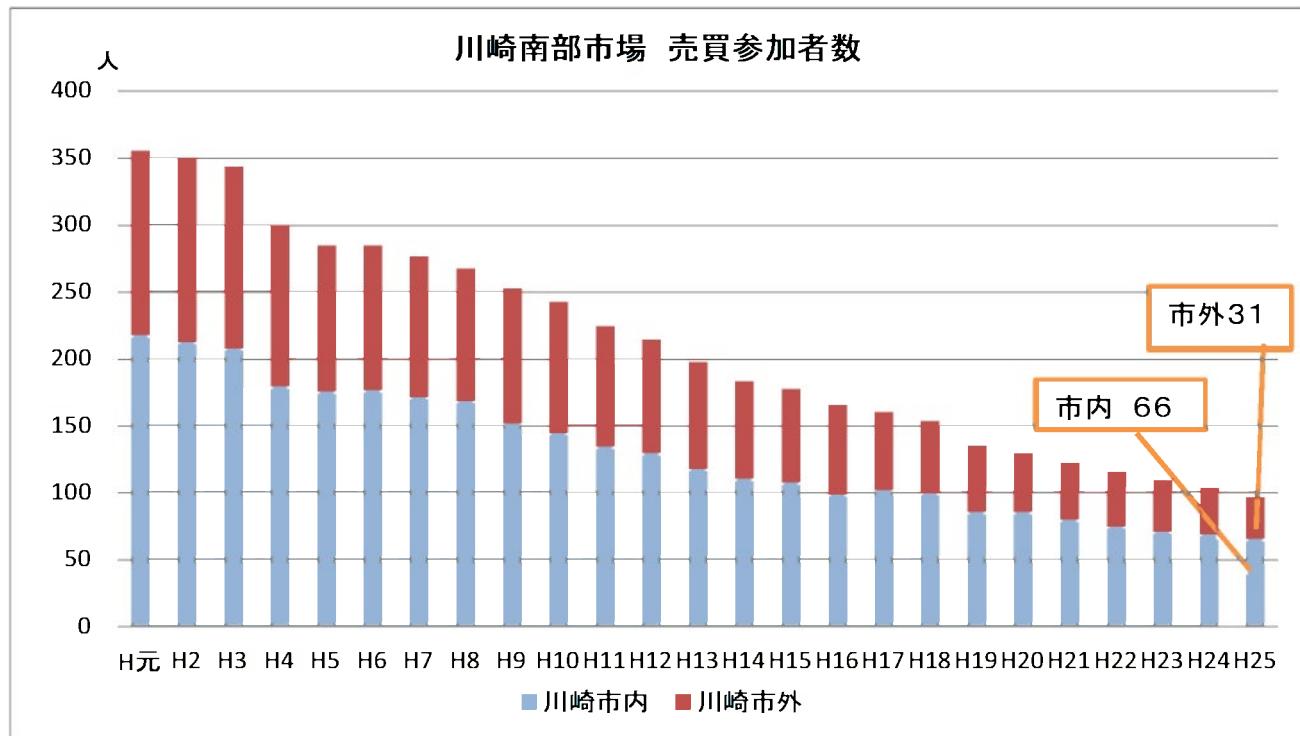
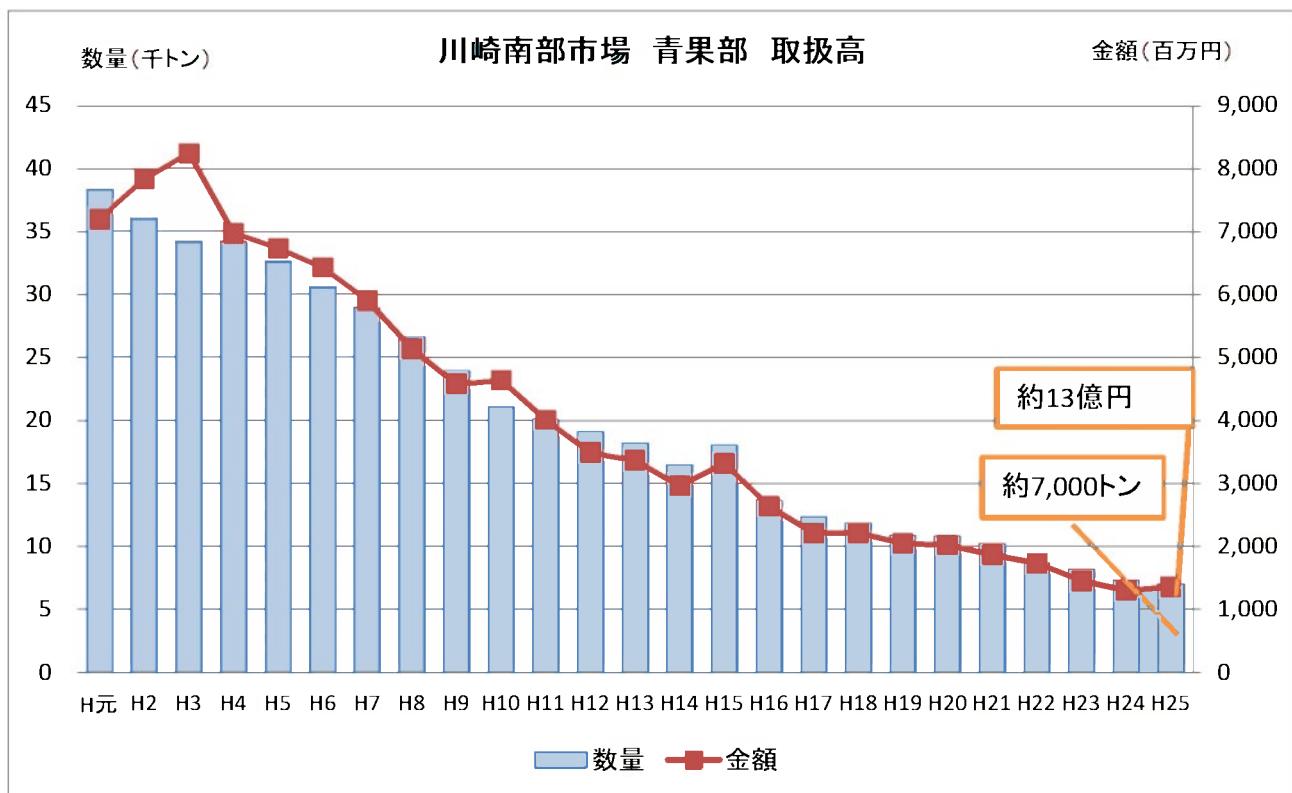
3 市場関係者向け説明会等の開催

- 第1回目 平成26年9月28日（日）11:00～ 南部市場管理棟3階会議室
- 第2回目 平成26年10月26日（日）9:30～ 南部市場管理棟3階会議室
- 第3回目 平成26年11月16日（日）9:30～ 南部市場管理棟3階会議室
- 第4回目 平成26年11月30日（日）9:30～ 南部市場管理棟3階会議室
- 今後の説明会も、卸売会社、売買参加者組合、開設者の間で、内容と日程を調整のうえ開催する予定。

流通のしくみ



南部市場青果部の取扱高および売買参加者数の推移



南部市場青果卸売会社業務廃止についての説明会の概要

1 日 時 及 び 出 席 者 数

第 1 回 平成 26 年 9 月 28 日 (日) 11 時 か ら 13 時

売買参加者 42 名

第 2 回 平成 26 年 10 月 26 日 (日) 9 時 30 分 か ら 14 時

売買参加者 45 名

第 3 回 平成 26 年 11 月 16 日 (日) 9 時 30 分 か ら 12 時 30 分

売買参加者 36 名

第 4 回 平成 26 年 11 月 30 日 (日) 9 時 30 分 か ら 12 時 30 分

売買参加者 34 名

2 場 所 川崎市地方卸売市場南部市場管理棟 3 階会議室

3 説 明 者 東一川崎中央青果(株)代表取締役社長佐藤義勝

4 出 席 者 の 主 な 意 見

○ 卸会社として品揃えの力量の不足が南部市場青果部の低迷の原因ではないか。

○ 突然業務廃止といわれても余りにも唐突である。一定期間を決めて努力して、それでもダメならやむを得ないと思う。

○ 親会社からも説明があるべき。次回は親会社も説明会に出席して説明して欲しい。

○ 赤字になった原因や経営状況について詳しく教えて欲しい。

○ 卸業者の都合ではなく我々の商売が継続できるようなやり方を考えて欲しい。

○ もし撤退するなら、次の卸業者を連れてきて欲しい。

○ 撤退を撤回し、時間をかけて話し合いを継続して欲しい。

9月28日の卸売業者説明資料

平成26年9月28日

川崎市地方卸売市場南部市場青果部
買參人様 各位

東一川崎中央青果株式会社
代表取締役社長 佐藤義勝

南部支社業務廃止に関するご説明資料

【本日のご説明の要旨】

- ◆ 南部支社は、長年にわたり大きな赤字を計上してまいりましたが、青果卸業界及び中小卸売市場の経営環境が、今後さらに厳しさを増すことを考慮しますと、収支が改善する可能性はないと考えられます。
- ◆ 北部本社は、合併後も赤字体質が改善されず、抜本的な経営再建が急務となっており、今後の南部支社の赤字を補うだけの体力はなくなっております。
- ◆ 弊社は、取引先などの利害関係者への対応を実施した上で、H27年1月末をもって南部支社における業務を廃止したいと考えております。

1. 業務廃止の必要性（赤字体質の要因）につきまして

- ・ 青果卸業界を取り巻く環境は、少子高齢化による国内需要減少に加え、産直取引の増加などによる市場経由率の低下により、売上減少傾向に歯止めがかからず、産地においては、高齢化に伴う生産者の減少、出荷先集約が進み、特に小規模市場の運営がきわめて困難になっております。
- ・ 川崎南部市場は、市場を支えてきた個人買參人様の減少とそれに伴う取扱高の減少に歯止めがかからず、収支が改善できる見込みがございません。
- ・ 支社機能の維持には最低限の人員を必要とするため、固定費の負担が重く、経費削減の余地がなくなっております。

2. 業務廃止回避に向けた努力につきまして

- ・ 北部本社の収益力を高めるべく、H25年10月1日付で旧東一西東京青果(株)と合併いたしました。

- ・ 荷受業務を外注から臨時雇用社員による内製化に変更し、物流費を大幅に削減いたしました。また、取扱高の減少に合わせて、臨時雇用に置き換えて正社員を大幅に削減し、人件費の削減に努めました。
- ・ 受託集荷の減少により、北部本社からの商品供給を強化いたしました。
- ・ 南部市場の活性化に向け、親会社となった東京青果㈱は、南部市場北側用地において、自社の物流施設建設や、取引先の物流加工施設誘致を検討いたしました。

3. 業務廃止にあたり弊社が実施いたします対策につきまして

- ・ 買参人様が営業を継続できるよう、川崎北部、大田、横浜本場等における買参権取得を、東京青果グループを挙げて全力で支援いたします。
- ・ 仲卸様が営業を継続できるよう、川崎北部、大田等の近隣市場における仲卸許可の取得を、東京青果グループを挙げて全力で支援いたします。
- ・ 買参人様、仲卸様のご意向を確認させていただいた上で、採算が見込めるのであれば、川崎北部市場、大田市場から南部市場への商品供給を検討いたします。

4. 想定されます今後のスケジュールにつきまして



大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上